

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

| 区 分 | | | | 普通利用料金 | | | | | | 特別利用料金 |
|-------|---------------------------------------|----------------------------|-----------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|---|
| | | | | 9時から 13時まで | 13時から 17時まで | 17時から 21時まで | 9時から 17時まで | 13時から 21時まで | 9時から 21時まで | |
| アリーナ | 展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する 場合 | 土曜日及び休日 | 1階及び2階を使用 | 円 287,800 | 円 312,600 | 円 392,100 | 円 521,300 | 円 704,700 | 円 913,000 | 1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額 2 電気料及び暖房料 (1) 電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は冷房若しくは暖房を使用する場合には |
| | | び休日 | 1階のみ使用 | 236,100 | 256,300 | 321,500 | 427,500 | 577,900 | 748,700 | |
| | | その他の日 | 1階及び2階を使用 | 239,300 | 260,500 | 336,000 | 433,600 | 586,800 | 760,300 | |
| | | その他の日 | 1階のみ使用 | 196,400 | 213,700 | 275,600 | 355,700 | 481,300 | 623,500 | |
| | アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する 場合 | 土曜日及び休日 | 81,900 | 89,400 | 111,700 | 149,000 | 200,900 | 260,500 | | |
| | | その他の日 | 68,200 | 74,500 | 93,100 | 124,000 | 167,300 | 217,000 | | |
| 附属展示場 | | 土曜日及び休日 | 53,800 | 60,100 | 74,700 | 100,400 | 134,600 | 175,100 | | |
| | | その他の日 | 45,300 | 50,200 | 62,500 | 83,200 | 112,600 | 145,700 | | |
| 屋外展示場 | 第1屋外展示場 | 土曜日及び休日 (0.5ヘクタールまでごとに) | 24,500 | 26,200 | 33,100 | 44,000 | 59,200 | 77,100 | | |
| | | その他の日 (0.5ヘクタールまでごとに) | 20,200 | 22,000 | 27,500 | 36,600 | 49,600 | 64,200 | | |
| | 第2屋外展示場 | 土曜日及び休日 (0.5ヘクタールまでごとに) | 11,100 | 12,100 | 15,100 | 20,200 | 27,300 | 35,300 | | |

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| | | | | | | | | 、1kwh までごとに 40円 (2) 暖房料 暖房を使用する期間 においては、 実費を基準として知 事が定める 額 |
| | その他の日 (0.5 ヘクタールまで ごとに) | 9,500 | 10,100 | 12,800 | 16,900 | 22,800 | 29,600 | |

備考1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

- 2 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 4 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 5 附属展示場について、その面積の2分の1のみを使用する場合の普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 6 連続する3日以上期間、アリーナを使用する場合（備考7の場合に該当する場合を除く。）にあっては、3日目以降のアリーナの普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
- 7 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
 - (1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。
 - (2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。
- 8 この表により算出した利用料金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）

| 区 分 | 普通利用料金 | | | | | | 特別利用料金 |
|---------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|---|
| | 9時から13 時まで | 13時から17 時まで | 17時から21 時まで | 9時から17 時まで | 13時から21 時まで | 9時から21 時まで | |
| 主催者事務室 | 円 1,100 | 円 1,220 | 円 1,590 | 円 2,070 | 円 2,820 | 円 3,670 | 電気料 エアコンディ ショナーを使用 する場合（主催 者事務室、第1 主催者控室、第 |
| 第1主催者控室 | 1,100 | 1,220 | 1,590 | 2,070 | 2,820 | 3,670 | |
| 第2主催者控室 | 1,100 | 1,220 | 1,590 | 2,070 | 2,820 | 3,670 | |
| 第3主催者控室 | 3,420 | 3,670 | 4,650 | 6,250 | 8,320 | 10,900 | |
| 第4主催者控室 | 370 | 470 | 620 | 730 | 1,100 | 1,350 | |

| | | | | | | | |
|---------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 第1ロッカー室 | 1,100 | 1,220 | 1,470 | 1,950 | 2,690 | 3,420 | 2主催者控室及び第3主催者控室に限る。)において、実費を基準として知事が定める額 |
| 第2ロッカー室 | 1,100 | 1,220 | 1,470 | 1,950 | 2,690 | 3,420 | |
| 第1シャワー室 | 470 | 470 | 620 | 840 | 1,100 | 1,470 | |
| 第2シャワー室 | 470 | 470 | 620 | 840 | 1,100 | 1,470 | |
| 特別室 | 1時間までごとに2,430円 | | | | | | |

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合における主催者事務室の普通利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

| 区分 | 普通利用料金 | | | | | | 特別利用料金 | |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|-------------|---|
| | 9時から 13時まで | 13時から 17時まで | 17時から 21時まで | 9時から 17時まで | 13時から 21時まで | 9時から 21時まで | | |
| 催事 場 | A会議室 | 円 7,470 | 円 8,210 | 円 10,160 | 円 13,590 | 円 18,370 | 円 23,760 | 電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及び第5会議室に限る。）又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額 |
| | B会議室 | 4,540 | 4,910 | 6,130 | 8,210 | 11,020 | 14,340 | |
| | C会議室 | 1,000 | 1,000 | 1,350 | 1,710 | 2,310 | 3,050 | |
| 会議 場 | 特別会議室 | 16,000 | 17,450 | 21,830 | 29,100 | 39,290 | 50,910 | |
| | 第1会議室 | 6,150 | 6,720 | 8,380 | 11,180 | 15,100 | 19,560 | |
| | 第2会議室 | 8,210 | 8,950 | 11,190 | 14,920 | 20,130 | 26,100 | |
| | 第3会議室 | 15,390 | 16,760 | 20,980 | 27,970 | 37,760 | 48,950 | |
| | 第4会議室 | 30,750 | 33,560 | 41,970 | 55,940 | 75,530 | 97,890 | |
| | 第5会議室 | 15,390 | 16,760 | 20,980 | 27,970 | 37,760 | 48,950 | |
| | 第6会議室 | 8,210 | 8,950 | 11,190 | 14,920 | 20,130 | 26,100 | |
| | 第7会議室 | 9,230 | 10,070 | 12,580 | 16,760 | 22,640 | 29,340 | |
| | 第8会議室 | 16,420 | 17,900 | 22,380 | 29,840 | 40,300 | 52,220 | |
| | 第9会議室 | 30,750 | 33,560 | 41,970 | 55,940 | 75,530 | 97,890 | |
| 第10会議室 | 18,450 | 20,130 | 25,170 | 33,560 | 45,320 | 58,740 | | |
| 特別室 | 1時間までごとに2,430円 | | | | | | | |

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時まで

のときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

| 区 分 | | 単 位 | 利用料金 (1回につき) | 備 考 |
|----------|----------------|----------------|-------------------|--------------------------------|
| 催 事 場 | 舞台 設備 | せり上げ舞台 | 1式 円 12,230 | |
| | | 演台 | 1卓 540 | 花台を含む。 |
| | | 舞台用幕 | 1式 6,120 | |
| | 音響 設備 | 放送設備 | 1式 3,910 | 20チャンネル音響調整ワゴン及びマイ クロホン1本付き |
| | | 演奏ワゴン | 1式 2,210 | |
| | | レコードプレーヤー | 1台 930 | |
| | | コンパクトディスクプレーヤー | 1台 930 | |
| | | ミニディスクプレーヤー | 1台 930 | |
| | | カセットテープレコーダー | 1台 930 | |
| | | デジタルテープレコーダー | 1台 930 | |
| | | はね返りスピーカー | 1組 670 | |
| | | マイクロホン | 1本 540 | |
| | | 携帯用拡声器 | 1式 730 | |
| | 照明 設備 | フットライト | 1列 670 | |
| | | アッパーホリゾントライト | 1列 1,050 | |
| | | ロアホリゾントライト | 1列 540 | |
| | | ボーダーライト | 1列 840 | |
| | | サスペンションライト | 1列 1,050 | |
| | | シーリングライト | 1列 1,640 | |
| | | シーリングライト(リング上) | 1列 840 | |
| | | スタンド式ライト | 1組 270 | |
| | 映像 設備 | ビデオセット | 1式 910 | |
| | | オーバーヘッドプロジェクター | 1台 910 | |
| | スポ ーツ 用具 | テニス用具 | 1式 620 | ボール及びラケットを除く。 |
| | | バレーボール用具 | 1式 620 | ボールを除く。 |
| | | バドミントン用具 | 1式 390 | シャトルcock及びラケットを除く。 |

| | | | | | |
|----------------|-------------|--------------------|-------|----------------|--------|
| 等 | バスケットボール用具 | 1 式 | 1,950 | ボールを除く。 | |
| | 卓球用具 | 1 式 | 780 | ボール及びびラケットを除く。 | |
| | ハンドボール用具 | 1 式 | 600 | ボールを除く。 | |
| | 電光表示盤 | 1 式 | 5,480 | 2面1式 | |
| その他 | ピアノ | 1 台 | 4,170 | | |
| 会議 場 | 音響 設備 | マイクロホン | 1 本 | 540 | |
| | | 無線式音声受信機 | 1 台 | 80 | |
| | | コンパクトディスクプレーヤー | 1 台 | 930 | |
| | | カセットテープレコーダー | 1 台 | 930 | |
| | 照明 設備 | ピンスポットライト | 1 台 | 1,440 | |
| | | ビデオプロジェクター200インチ | 1 台 | 5,590 | |
| | 映像 設備 | ビデオプロジェクター100インチ | 1 台 | 3,830 | 固定式 |
| | | ビデオプロジェクター100インチ | 1 台 | 3,830 | 移動式 |
| | | 液晶プロジェクター6,000ルーメン | 1 台 | 3,010 | |
| | | 液晶プロジェクター3,200ルーメン | 1 台 | 810 | |
| | | 16mm映写機 | 1 台 | 2,410 | |
| | | スライド映写機 | 1 台 | 2,390 | 固定式 |
| | | スライド映写機 | 1 台 | 1,490 | 移動式 |
| | | カラーテレビ37型 | 1 台 | 1,790 | |
| | | プラズマディスプレイ50型 | 1 台 | 1,150 | |
| | | モニターテレビ | 1 組 | 1,910 | 4台卓組込み |
| | | VHS ビデオデッキ 1 | 1 台 | 940 | |
| | | VHS ビデオデッキ 2 | 1 台 | 440 | |
| | | β ビデオデッキ | 1 台 | 500 | |
| | | コンパチビデオデッキ | 1 台 | 760 | |
| | | 教材提示装置 | 1 台 | 1,120 | |
| | | レーザーディスクプレーヤー | 1 台 | 450 | |
| | カラーテレビカメラ | 1 台 | 1,740 | | |
| オーバーヘッドプロジェクター | 1 台 | 1,370 | | | |
| その他 | レーザーポケットマーカ | 1 台 | 130 | | |
| | ポータブルステージ | 1 台 | 430 | | |

備考 1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

2 利用料金の適用年月日

平成26年4月1日